

## 西村大臣及び尾身会長記者会見要旨

令和2年11月12日（木）16時01分～16:39

（於：中央合同庁舎第8号館1階S101・103会見室）

（大臣冒頭発言）私から分科会の議論について御紹介いたします。詳細はまた尾身会長からも御説明があると思います。

まず、足下の感染状況は本日確認しまして、昨日時点で全国で1,535名ということ、夏のピーク、8月上旬のピーク時に迫る感染者の数になってきております。今後初めての冬を迎えるに当たって、感染の増加傾向が顕著になっていることについて、強い危機感を今日、分科会の専門家の皆さんと共有いたしました。そしてあわせて、今後まさに爆発的な感染にならないように、今の時点で対策を強化するという認識で一致いたしました。

後ほど分科会での御議論も御説明があると思いますが、政府として今日、私からも申し上げましたけれども、やはり最近増えているのが、会食と職場での感染が広がるケースです。もう当たり前のことになっていると思いますが、3密の回避とか換気、あるいはマスクの着用、体調の悪い人は出勤したり参加したりしないということを含めて、「新たな日常」を作っていくということが何より大事だと思います。

その上でまず会食の現場ですけれども、前にも御紹介しましたし、今日も御説明をいたしましたけれども、CO<sub>2</sub>濃度センサーを活用して換気の状態が適切にできているか、これの確認を是非してもらいたい。それからアクリル板をもっと活用できないかと。このようなものを飲食店でできないか。

さらに、尾身先生から以前、御説明がありましたけれども、マスクやフェイスシールドを着用して、食べるときはもちろん外さなければいけないんですが、会話をするときにはまた付けるといったようなことを含めて、少し不便になりますけれども、感染拡大を防ぐと。爆発的に感染すれば、こういう会食もできなくなるわけですので、多少の不便は是非我慢いただいて、感染拡大を防ぐということ。

それから以前、スーパーコンピューター「富岳」でのシミュレーションをお示ししましたけれども、斜めに座ることで5分の1ぐらいリスクが下がるというシミュレーションをお示しし

ました。こういったことを、是非、業種別ガイドラインの中で改訂し強化をしていければと考えております。近く検討会を開いて専門家の皆さんの御意見をいただきながら、会食の現場での感染拡大を防ぐ方策について、是非、御議論いただきたいと思っております。

それから職場ですけれども、先ほどのとおり体調の悪い方が出勤して感染を広げているケースが多々見られます。体調が悪ければ出勤するのではなくて検査を受ける。このことを是非、徹底していただきたいと思っております。それから、11月はテレワーク月間でありまして。まさにこの冬にテレワークを引き続き実践していただきたい。「新たな日常」はオンラインで様々なことをやっていく。これを是非、徹底していただきたい。それから先ほどと同様にCO<sub>2</sub>濃度センサーも活用してチェックをしていただきたい。

それから、分科会からお示しいただいた5つの場面の1つですけれども、場面の切り替わり。仕事をしているときは緊張感があるのですけれども、休憩室、更衣室、喫煙室でどうしてもマスクを外して話してしまう、食べる、あるいは喫煙、このときに感染が広がっているケースがありますので、この場面の切り替わりを改めてお願いしたいと思っております。これを私どもはまずクラスター対策で、今後実践していきたいと思っております。

それから、外国人のクラスターについて、今日は御議論をいただきました。外国人が全て悪いわけではありませぬし、誰もが感染するというこのウイルスですので、偏見・差別は絶対にあってはならないことでもありますけれども、やはり情報が上手く伝わっていない。言語の壁もあります。これを何とかしなければいけないということで、今日、私どもからお示しした資料で、各地で寮、パーティー、それから接待を伴う飲食店とか学校、同居、職場、色々なところで感染が見られます。

内閣官房から既に多言語、17か国言語でこういった対応をお示ししております。これをダウンロードしてもらえれば、それぞれのページを配れるようになっていくわけですが、大使館と連携してもっと取り組まなければいけないと思っております。

やはり情報が伝わっていないこと、外国人の皆さんが相談しにくい、そして受診しづらい、通訳もいなくて言語がつかないというところを、今後、行政と信頼関係を作りながら、大

使館やキーパーソン、あるいはSNSを使ってしっかりと情報が外国人に伝わって、そして外国人の皆さんが何かあったときにワンストップセンター、多文化共生総合センターがあります。各県にありますので、ここと保健所としっかり連携して、多言語で対応していただきながら、医療機関を受診できる仕組みを作っていきたいと思えます。

細かいことはまた事務方から聞いてもらえば良いですけれども、SNS活用、あるいは様々な学校や受入れ機関、企業、技能実習生にしっかりと情報が届くように、多言語で進めていければと思えます。さらには多言語通訳サービスがありますので、公共団体の窓口、あるいは保健所、医療機関、こういった所でこれをさらに活用してもらえるようお願いしたいと思います。

遺伝子解析も各空港の検疫所、水際でしっかりと連携をしてもらって、感染研にしっかりと検体を送ってもらう。国内の感染につながっていないかどうか、この確認を常に行っていければと思えますし、さらに地衛研、地方の各都道府県から感染研に送ってもらう、これも分析をしっかりとしていければ。感染経路を特定していく上で非常に有効でありますので、こういったものを通じて対策をさらに強化していければと思えます。

実は今日、北区の前田保健所長から説明があったんですけれども、ネパール人の方々が今度またこういう大きなイベントがあるようでありまして。国の行事、そのときに大人数で集まる習慣があるようですので、ネパール語で、これは大使館と連携をして対応していています。

これは1例ですけれども、それぞれの国の行事がいろんな時期にありますので、そのときに外国人コミュニティーの皆さんが集まって対応される機会があるわけですが、そのときにどうしても大人数で飲食する。そういう機会が多いようでありますから、大使館と連携しながら情報をしっかりと提供して、感染防止策を講じてもらうということをお願いしていければと思っています。

そして今日、もう一つの大きなテーマで、イベント開催について御議論をいただきました。今の感染状況を見て、当面の間、2月末までは、大声を出さないというものは100%以内、大声を出すものについては50%以内ということで、引き続き今の収容率の制限をお願いするということで了解をいただきました。

その上で、3つのことについて御議論いただきました。一つ

は合唱であります。もう一つは映画館で食事を出す場合。それから初詣、野外ロックフェスなど。合唱についてはシミュレーションをお示ししまして御議論いただきまして、マスクを着用しているときは前後1メートル、左右50センチ空ける。着用していないときは前後は2メートル空ける。左右は1メートル空けるといふことで、これで大丈夫だというシミュレーションを取っております。もちろん基本的な感染防止策、体調が悪い人は出ないとか、換気をちゃんとやるというのは当然のことです。

それから、映画館でホットドッグとかポップコーンとか食事を提供する場、このことについては実測を行いました。産総研で実測を行ったことをお示ししまして、食事するとき以外はマスクをしっかりと着用して、食事中は会話しないということを守っていただければ、100%入っていただいても大丈夫だということになります。

それから、初詣については感染防止策、留意事項について御説明を申し上げます。混雑防止、適切な対人距離を取ると。年末年始の分散の参拝の呼びかけなども当然行っていくわけですし、誘導人員をしっかりと配置して密にならないようにしてもらおう。それから、境内での飲食、食べ歩きは控えていただく。持ち帰りを推奨する。あるいは大声は出さない。

それから、参拝前後の密防止。これは横浜スタジアムなんかでも同じことですが、利用する駅の分散とか、混雑状況を周知していく。そして「COCOA」をしっかりと周知してもらって導入してもらおう。参道で待っている時間があると思えますので、そのときにしっかりと広報してもらって、そこで待っている間に「COCOA」を入れてもらうということもお願いしたいと思っております。

こうしたことを御説明申し上げます。今申し上げた映画館、合唱、初詣についてはこうした方針について御了解をいただきました。それぞれ業種別のガイドライン、関係省庁と関係機関としっかりと改訂を行った上で、こうしたことを実施していくということになります。

ただ、御議論の中で、これから感染拡大が広がるケースも考えられますので、当面は2月末までとしておりますけれども、当然状況によってはいろんな変更があり得るということになります。我々としては先ほど申し上げたシミュレーションとか実

測とか、そうしたエビデンスに基づいてデータの分析、技術、こういったものも活用しながら、感染拡大防止と経済活動との両立を図っていくという方針で、引き続き臨んでいきたいと考えておりますが、もちろん足下の感染状況が大事ですので、感染が増えている場合には当然、見直すことはあり得るということでもあります。

それから3点目。後ほど偏見・差別とプライバシーのワーキンググループについて、中山座長から御説明があると思いますが、その前に横浜球場の技術実証のことだけ。「COCO A」は実はインセンティブをつけて、全国平均は2割弱ですけれども、半分近い方が導入して下さいました。結果、導入率は参加者の中では44%程度となっています。それから、終わった後の飲食店への立ち寄りが夜で15%、デイゲームで20%というデータが出ています。それから、換気状況についてはCO<sub>2</sub>濃度を測っているわけですが、コンコースのトイレで若干高い場面があったけれども、長い間継続するわけじゃなくて換気状況は良好と。それから、選手の控室やアルバイトのスタッフルームで若干上がったケースがありますが、これも長い時間ではないので、減衰も早いということで、換気は悪くないというデータを得ています。

他方、LINEのBeaconによる情報提供はまだ未検証で、十分かどうかというのを検証しているところであります。いずれにしても、こうした技術そしてデータに基づいて、しっかりと判断をしていきたいと。感染拡大防止と経済社会活動の両立を図っていければと思います。

後ほどお話があると思いますが、私どもとしては政府の中で統一的なホームページを作ること、それからSNSを活用した相談事業、あるいは悪質な行為への法的責任が伴うことの周知、情報公表のあり方、これは保健所の皆さんがなかなか苦労されているということで、統一的な考え方をしっかりと整理したいと思います。そして、今回御提言いただいた事柄については、基本的対処方針に盛り込みたいと考えておりますので、今日いただいた報告を受け止めて、私どもで対応、しっかりと整備をしていきたいと考えております。

私から先に申し上げましたけれども、以上であります。

(尾身会長) 今日もお集まりいただきましてありがとうございます。今日の分科会の肝だけをちょっと簡単に説明させていた

だきます。それから、今日は構成員の中で、中山構成員、武藤構成員、石川構成員それぞれに来てもらって、差別・偏見の問題と、それから対話のある情報発信ということで、私の簡単な説明の後に少し説明してもらいますので、よろしくお願ひします。

今日は赤字のところ少し焦点を絞ってお話をさせていただきます。最新の感染状況。これはアドバイザーボードでも出たし、皆さん感染状況は御存知だと思うので。やはり一番大事なことは、このまま行くと、我々の5つの提言、5つのアクションということなどが十分に実行されないと、今よりも強力な社会経済活動を抑制するという対応策を取らなければいけなくなりますよね。

そうしたことは当然避けたい。緊急事態宣言なんていうのはまた出したくないという思いが、恐らく多くの国民の願いでしょうから、そうしたことを回避するためには今が非常に重要な時期だということが、こういう結論。ここが昨日のアドバイザーボードの結論で、このことは今日の分科会でも珍しいことですが、全く異論が出ない、満場一致のコンセンサスだと思います。

緊急提言というものを先日、我々から分科会に出していただいて、その翌日には政府の対策本部が開かれて、私どもの5つのアクションに対して政府がどういうふうに政府として実行していただけるかという、その紙が今日出まして。その中で詳しいことはまた大臣、あるいはブリーフィングがあると思うので、今日はそういう中から3つ、分科会からの提言で。これは後で石川さんからやってもらいますけれども、対話のある情報発信ということで、なかなかリスクメッセージ、リスクコミュニケーションが思ったように伝わらなかったという問題意識があるので、これをどうするかということ。

それから、先ほど西村大臣の方からあった政府からの提案、在留外国人支援策ということ。これについてはもう既に実施しているNPOなんかがあるんです。こういうことを実際にやっている取組というのがあって、北区の保健所の前田先生からそういう紹介があって、実際どういうことが現場のNPOで起きているかということ踏まえて、政府にはしっかりと対策を取っていただきたいということがありました。

それから、寒冷地対策というのは、実は北海道の知事から西

村大臣の方に1週間か前に、換気の問題ですよ。北海道みたく寒くなると、換気なんかしたら凍えでしまうということで、それをどうするかということで。私どももこの前の5つのアクションの中に、政府に早く何らかの指針を出してくださいよということで、今日それを出していただいたので、それについて分科会でもよろしいんじゃないでしょうかということが出ました。それは後でまた。

次はイベント開催のこと。これはさっき西村大臣が。これについては1個だけ後で参考になる情報をあれします。それから分科会からの提言で差別。これは中山座長と武藤さんに。今日はこういうことをしました。

これが我々の分科会からの緊急提言で、これに対してすぐに政府の方で、これについてどういうふうに行うかというのをやって、こういう省庁に横断的にやっていただいたのが既に出されていて、先日行われた政府の対策本部でも了承されました。

そういう中で外国人の、ここが我々の出した具体的なアクションですけれども、我々の提言に対して、政府はこういうことを既にやってくれて、今、西村大臣に説明していただいたのはこれです。これはこれで良いと思います。

さて、こういうことで対話のある情報発信ということで、こういうことを提言して、政府もこういうことをやってくれる。これについては後で石川さんから具体的な説明があります。

これが例の冬の換気の問題で、これについて提言を示して、これが。

これだけが、もうここは今日議論されて、合意されたことで、幾つか冬のこの寒い場面でこういう5つの場面、それから感染リスクを下げながら会食を楽しむと前に出しましたよね、こういうこと。あとこういう幾つかの寒い環境でも換気の実施ということで、常時窓をあけるとか。それからもう一つ面白いのは、連続した部屋の場合は、2つ部屋がある場合には、自分が今いないところの隣の部屋の方の窓に近いところは大きく開けて、自分の部屋はちょっと隣の部屋との間は小さくやって、2段階にやるというような方法。

それから、先ほどCO<sub>2</sub>センサーですね。こういうこともできればなんだから。これについては、また国の方でも何か財政的な援助も今検討していただいています。

こういうことですから、詳しいことは見ていただければ、こういうことが今日決定して、また新たなエビデンスが出れば、また更新するということ。こういうことで、もう既に換気、寒冷期の換気対策ということを一応、政府の方針を決めたということ。です。

ここからは、石川さんらのリスクコミュニケーションのところで、分科会のメンバーの石川さん。

(石川構成員) 私、分科会ではコミュニケーションプランということを考える立場で参加をさせていただいています。今ここに5つの場面とあるんですけど、多分これがそれほど浸透していないだろうということが大きな課題になっています。例えば、一般の生活者の方々から3密を避けるとか、大声を控えるとか、そういう注意というのはかなりできている可能性がある。これは調査結果があるわけじゃないので、どこまで浸透しているかということの確認が必要ですが、こういった3密を避けるかといったベーシックな行動をとっても、まだクラスターが発生をした。

なぜだろうということ。分析をした結果が、この5つの場面なわけ。したがって、この5つの場面に対する注意を、より我々、私たちがもう徹底することによって、感染拡大を抑制できる可能性があるわけ。ですから、この5つの場面というのをどれだけの多くの方に実践をしていただければ、それが情報発信の目的になります。

今回、5つの場面の中で一番ポイントになるのが、やっぱり会食のシーンなんです。つまり、マスクを外して物を食べて、食べることは問題ないんですけども、会話をするというところ。食べるシーンには、やっぱり幾つか感染のリスクが潜んでいるということが、ここで示されています。

ですから、こういった言ってみれば、行動のノウハウですけど、これを皆さんに実践していただければ、我々が実践できれば感染抑制ができるわけ。したがって、情報発信のあり方が非常に重要になってきます。

つまり、情報というのは、これはもう皆さんプロですから、私がここで言うまでもないんですけども、ただ単に発信をすればそれが受け入れられるというわけじゃないですよ。つまり、情報を発信するときには、関心をまず持ってもらわないと。例えば、記事を書くのでも、見出しを立てて関心を喚起して、



それでボディコピーを読んでもらうというような、そういう構成になっていると思います。

ですから、私たちはまず、もちろんコロナ対策ですから、多くの人に関心を持っているというふうには思っていますけれども、いろいろな情報が出ていますから、この5つの場面やこの会食を楽しむための注意事項に対して、どうして関心を持ってもらう必要があるのかといったことを明確に出しながら、このノウハウ情報を理解していただく。

ですから、ステップとしては、関心喚起と理解を深める、そしてその理解が深まったところで、実際に自分の生活に生かしていただくという行動変容につなげていかなければいけない。幾つかフェーズがあるわけですね。

今までの情報発信では、その行動変容に至るステップというものをも十分に設計した情報発信ができていないというのが、私の考えている課題です、1つ目は。

それからもう一つは、これは皆さん、多分御存知だと思えますが、いわゆるマスメディアから情報を得ている生活者と、今はスマホから、例えばSNSで情報を収集するだけで、マスメディアとの接触はあまりない層というのがあるわけですね。そうすると、政府が情報を発信する。そうすると皆さんのおかげでかなり多くの方に情報は行き渡っているんですけども、行き渡らない人もあるわけですね。そういう方々から、例えばクラスタが発生する可能性というのもある。ですから、私たちは情報発信のチャンネルについても考えなければいけないという、それが2つ目の課題です。

そこで、今回出させていただいた私が今語ったのは、行動変容に結びつける情報発信のあり方、それからチャンネルというものを考えた情報発信のあり方。この2つをきちっと政府としても課題として取り組んでいただきたいということを申し上げました。

(尾身会長) どうも、石川さんありがとうございました。

ここで1つだけ。もうイベントのあり方については、先ほど大臣の方から。1つだけ先ほどちょっと大臣の方から産総研の研究というのがあって、これは参考になるので、これだけちょっとピックアップして。これは最近のあれで、劇場はこれはポップコーンを食べている人の中の飛沫がどうなるかということ。結論から言うと、食べていること自体が、別に飛沫を飛ば

すことはないんだと。飲食という行為が飛沫の飛散に与える明確な影響はないので、あとはこの産総研が判断したことは、飲食時にマスクをしていないことによる影響というのが重要なんじゃないかという。これは我々、食事のときもマスクなんかを、食べるときは外すしかないわけで、この辺で食べる。

こういうこともあって、今ちょっと面倒くさいですよ。食べるときにマスクなんて。だけど、こういうことで、やっぱり食べ物が問題じゃなくて、やっぱりしゃべることによって飛沫ということ。食べているときに飛沫が飛ぶことよりも、しゃべるときに飛ぶことということが、今回の研究で我々の実感ですよ。実感というか、常識を研究でもある程度裏付けてきたということ、これはもう参考までにお示ししました。

(問) 西村大臣に現在の感染状況について1件お伺いします。

今日は北海道で200人以上で、東京で400人近くの新規陽性者が確認されて、全国総数では今日1日で過去最多か、それに迫る人数となる可能性もあります。特に11月から増加スピードが速く感じますけれども、率直に現状をどのように認識されていて、またこの状況というのは緊急事態宣言には至らないという状況、そういう認識に変わりはないでしょうか。改めて伺います。

また、先ほどの分科会の冒頭の挨拶で、大臣が、感染拡大が続けば、より強い措置を取らなければならなくなると発言されました。これはその緊急事態宣言を想定したものなのか、あるいは具体的にどのような強い措置を念頭に置かれているのか、お聞かせください。

(大臣) 先ほどの尾身先生の現状認識の最後のところの紙を出してもらえますか。

まず、1点目の現状についてですけれども、今日も分科会で御議論をいただいて、そして専門家の皆さんとも共有したところですが、9月に感染がかなり落ち着いてきたものが、徐々に徐々にこれが増加傾向になり、今やもうこれが顕著になってきたということで、まさに強い危機感を専門家の皆さんとも共有をしたところでもあります。

要因については様々、もう既に分析もされていますので、繰り返しませんけれども、ここでしっかりと感染防止策を強化しないと、このまま感染が拡大すれば、より強い措置を取らなけ

ればいけないということでも申し上げたわけでありませう。

その強い措置というのは、まさにこの一番下のところに、分科会アドバイザーボードで示されておりますとおり、感染の急拡大や病床の逼迫が見られる等の場合には、社会経済活動に一定の制約を求めるような強い措置ということでもあります。

今日も医療界から出ていただいている東京の病院の方、あるいは愛知県・名古屋の病院の方とも、また残って個別に意見交換をします。状況を伺いました。また、先日は国立国際医療研究センターの臨床の現場にもお伺いしました。

現時点で何か病床が逼迫してきている状況ではないということですが、ただしこれだけの感染者、陽性者が毎日続くとこれは当然、二、三週間遅れて重症化する人も出てくるでしょうし、また50代ぐらいの方でも、あるいは40代でも少し中等症・重症になりつつある人もいるということでも伺いましたので、これだけの感染者がやっぱり続くと、これは病床が逼迫して医療体制が逼迫するということが考えられますので、今の段階で何か急に強力な措置を取らなければいけないと。緊急事態宣言のようなことを出さなければいけないという状況ではないと考えておりますけれども、しかし、今後増えてくれば、当然焦点を絞った24条9項の様々な要請から入っていきながら、そしてそれでも留まらない場合は、当然さらなる強い措置ということになってくるわけですが、今、分科会で示された、いわゆる感染状況のステージを示す数値の目安ですね。これを見ても、ステージⅢの数値に当たっているところが幾つかの県が出てきていますので、そういう意味では、もう本当に警戒をしなければいけない状況になってきていると。

これがまだステージⅣになっている県は、当たるような県はないと思っておりますけれども、ステージⅣになってくれば、緊急事態宣言という事態も想定されるということで、以前、分科会からお示しをいただいておりますので、現時点で緊急事態宣言を発出するような状況にはないと考えております。しかし、強い危機感を持ちながら、本当に警戒をして最大限の警戒感を持って対応しなければいけない状況だと考えております。

その意味で、先ほど申し上げたように私どももガイドラインを強化したり、対策を強化していくと同時に、国民の皆さんにも改めて会食の場、職場、こういったところでの基本的な感染防止策、もう3密やマスクは当然、御理解いただいている。石

川さんからお話があったとおりでありますけれども、さらにもう一段。会食のときに斜めに座るとか、面倒くさいですけれども、マスクやフェイスシールドを食べるときは外して、それ以外の会話のときは着けるとか、そういったもう一段の工夫、お願いを是非させていただければと思っています。

（問）大臣にお伺いします。2点お伺いします。

1点目、本日の分科会で出席者から、第3波と認めることが最大のリスクコミュニケーションというような発言があったと思うんですけれども、これについての受け止めをお願いします。

もう一点ですが、対策が急がれる外国の方への支援について、出席者の方から検査時医療費の自己負担免除という提案があったようですが、それについてどのような対応が可能なのか、教えてください。

（大臣）1点目のこの何を第1波、第2波と呼ぶかというのは、これは政府として何か公式な見解を示しているわけでもございませんし、何か一定のルールでやっているわけでもありません。また、これをどう呼ぶか、専門家の皆さんの中でも様々、御意見があると思います。

ただ、明らかなのは、3月、4月、5月、そしてこの夏の7月、8月のような大きな波になるかもしれない、なりつつあると。もはや最高の水準に近い状況まで1日の数字で言えば来ているわけでありますので、そういった状況にあるということは、先ほど来申し上げているとおりに、強い危機感を持って今対応しなければいけないと感じているところです。

そんな意味で、これがまさに大きな流行とならないようにするために、今日の分科会で御議論いただいたようなこと、そして私どもがお示ししたようなことをさらにしっかりと磨き上げて、実行できるところから直ちに実行して、この対策を強化していくということを進めていきたいと考えています。

そうした中で、外国人の皆さんにも言葉の問題があったりする中で、あるいは生活習慣が違うという中で、しかし、このコロナに対してはやっぱり基本的な感染防止策をお願いしていかなければいけないと考えています。

そうした中で、今日、様々な御意見が出されましたので、私ども、やれることからしっかりと対応していきたいと思っておりますし、また、関係省庁でチームを作って、そこでさらに検討を深

めていきたいと考えておりますので、今日、御提案のあったようなことを含めて、対応を考えていければと思います。

（問）今の第3波の質問に関連してなんですが、実は大臣、官房長官と今日、経験がないという同じような発言をされ、実はYahoo!トピックスにも載って、ツイッターでもトレンドに上がっているんですね。つまり、その第何波という表現を使わない政府に対して、国民は非常に不満を持っているんです。これは、是非お時間があるときに、大臣もSNSのコメントを御確認いただきたいんですけれども。つまり、緊急事態宣言ありの発言よりも、第3波ではないのかという政府と国民の共有すること自体が、国民は大事だと。要するに実際に今度、石川さんのお話があったんですけれども、実践モードに影響しかねないですね。ですので、これは担当大臣として、この第何波の定義とは言わなくても、政府として言っていくということは、これはお考えじゃないんでしょうか。

（西村大臣）今、私が発言したとおりなんですけれども、3月、4月、5月に大きな流行を経験しました。そして、7月、8月にも大きな流行を経験しました。それに匹敵するような大きな波が来ている、なりつつあるということ強い危機感を持って認識しているということです。ただ、その第何波という数字については、細かい話で国民にとっては。

（問）これは大事なんですよ。

（西村大臣）聞いてください。やっぱり我々にとって第1波は、これは感染研が示していますけれども、やはり武漢から来た1月、2月が我々、第1波だと思っていますので、これは感染研が分析しています。そして、言わば3月以降のものはヨーロッパから来た第2波という言い方をこれまで整理をしていましたので、これ何回目かというのは、数え方ということかもしれませんけれども。いずれにしても、もう是非、国民の皆さんにも理解をいただきたいと思えますし、私自身も認識していることは、4月、5月の大きな流行と、そして夏に来た7月、8月の大きな流行、そしてその夏の流行に匹敵する大きな流行が来つつあるということ。そのことの強い危機感を持っているということでもありますので、これを第何波と呼ぶかというのは、あまり呼び方はかわりなく、むしろ大きな流行が来つつあるということは、これはこれから冬に向かって、これを本当に国民の

皆さんとまさにこの危機感を共有、警戒感を共有しながら、お一人お一人の皆さんにも基本的な感染防止策は引き続きお願いをしたいと思っておりますし、私どもも対策を強化していく。今日御議論いただいたことを、しっかりと実行してまいりますので、是非さらなる工夫というか、もう一段の感染防止策のお願いをしたいと思っております。

大きな流行が来つつあることはもう間違いがありませんので、これはもうお示しをいただいておりますので、その認識であります。これを第何波と呼ぶかは、あまり定義を気にしてどうこうと言うんじゃないくて、大きな、これ以上の大きな流行にしないように、みんなで力を合わせてやっていければと考えています。

(西村大臣退室)

(尾身会長) さて、これからが分科会でずっと今、中山座長と武藤副座長を中心にメンバー、分科会のワーキンググループのメンバーがかなり短期間に集中的に議論をしていただいて、今日そのまとめがあった。報告書が出て、それについてみんなで議論して、その報告書を全員一致で了承したということで、その辺は中山さんから、よろしくお願ひします。

(中山座長) 「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」の座長をしております、中山でございます。よろしくお願ひいたします。

本ワーキンググループは、9月1日以降、4回にわたってヒアリングや議論を行ってまいりました。

第1に、ヒアリングや調査により、このような偏見・差別等の実態や背景が明らかになってきました。この差別の実態をヒアリングしている中で違法行為と言えるような悪質なものもあれば、感染を恐れるという非常に不安な気持ちが高じて、念のために会社に来ないで欲しいとか、そういうような命令を出してしまったなどという例がありました。

私たちも非常に危機感を持ったのは、まず①の医療機関、介護施設、その従事者、家族等への差別的な言動です。

感染者が発生した医療機関及び医療従事者等に対する誹謗中傷、暴言、苦情、職員への嫌がらせ等、あるいはそのお子さんたちに対するいじめや、一部の保育園の登園拒否など、医療従事者が医療現場を去らなければならなくなるような場面もあり

ました。また、クラスターが発生した学校や、学校関係者等への差別的な言動もありました。また、連合の石田構成員からの調査報告により、勤務先に関連する差別的な言動も明らかにされました。例年に比して相談件数は1.5倍に上ったということでした。また、インターネットやSNS上の差別的な言動も非常に多かったというのは、皆さんも御承知のとおりだと思います。それから、職業、国籍を理由にした誹謗中傷、あるいは県外居住者や県外ナンバーの所有者への差別的な言動もありました。

このような差別的言動は、いわゆる陰口、悪口のレベルから、明らかな権利侵害に該当して、損害賠償請求や刑事罰等の法的制裁の対象となる違法行為まで、様々なレベルが存在しているということが明らかになりました。

また、そこに影響を与えたものとして、個人に関連する情報を含む詳細な報道というものを指摘されました。例えば、感染者や濃厚接触者の人物関係の図示、感染者の職業や詳細な行動履歴、あるいはお子さんが通う学校名の報道などによるものがありました。

次のページに行っていていただいて、偏見・差別の実態として、ここに掲げられたような様々な例があります。特にこれで、4番など、たまたま飴をなめながら歩いていたら誤って飲み込んでしまい、せき込んだら、「コロナにかかっているだろう」と言われ、ショッピングカートをぶつけられたとかですね。そういう日常の中でコロナに対する差別、感染だと思って差別をするような例も見られたということです。

そして、関係者によるこれまでの取組については、これまで国や地方自治体、民間団体等において、偏見・差別等の防止に向けた注意喚起、啓発、教育、相談、SNS等における誹謗中傷対策等が様々な形で講じられてきました。特に今回は全国知事会による詳しい調査をいただきまして、全国自治体のいろいろな取組が明らかになりました。

私たちは提言をするに当たり、まず平時になすべきことと有事になすべきことのその両方に分けて考えました。平時から取り組むべきことについては、感染症に関する正しい知識の普及、偏見・差別等の防止等に向けた注意喚起、啓発教育の強化、相談体制の強化などがあります。また、悪質な行為には法的責任が伴うことへの市民への周知というのが大切だというふうに考

えました。

差別的な言動の抑止のために、まずは政府においてこれらの行為は民事、刑事上の責任が発生する可能性があるということを周知してほしいということで、ワーキンググループとしては、そのように考えました。

また、新型コロナウイルス感染症の特性を踏まえた情報公開、情報公表に関する統一的な考え方を整理することが非常に大切だと考えております。

政府は地方自治体が行う情報の公表に関し、蔓延防止に資する情報に限り公表をすること、個人情報と、蔓延防止に資する情報公表の要請のバランスを取ること。それを基本として、新型コロナウイルス感染症に即した国としての考え方を示すことを検討して欲しいというふうに申し上げました。

それから、報道のあり方なのですが、差別等、偏見の問題に関しては、メディア、報道の皆さんの役割は非常に大きいものだというふうに認識しております。報道関係者には、是非このウイルスの特性に適した問題設定を持った報道、それから、知る権利への奉仕と感染者の個人情報保護のジレンマに正面から向き合った報道、誤った風説に対するファクトチェックなどの役割に期待するところが非常に大きいものです。これまでの報道を巡っては、是非、報道機関自らが自律的に不断に検証を進めることも重要だと考えております。繰り返しますが、メディアの果たす役割というのは非常に大きいので、今後ともその役割に期待するところであります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策の法的位置付けなどです。これは感染症や特措法に基づく施策としての位置付けを政府に対しては検討して欲しいということです。

それから、今までは平時の問題でしたけれども、クラスター発生時の有事に取り組むこととしては、医療機関等の諮問、保育所もそうなんですけれども、社会機能を維持する職業に従事する方のお子さんたち、従事する方を守ることが非常に大事だということ。そのためには、そのお子さんたちが保育されているところを閉じてしまうと、医療機関で働くことができないということが現実には起きました。ですので、そういう社会機能を維持する職業に従事する方を非常に守ることが大事だということ。だから、保育園などもできるだけ閉じないようにし



ていくことも必要だということでした。

それから、地方自治体や専門家等による情報発信、応援メッセージ等の発出、行政のトップ自らが偏見・差別等を許さない等のメッセージを発信することも非常に大きな意義があり、被害者がそれに勇気づけられたという報告もありました。

今回のワーキングは4回開かれ、そのうちの2回のヒアリングを行いましたけれども、非常に多くの関係者の方、あるいは差別に遭ったという人たちに御協力をいただきました。改めてお礼を申し上げたいと思います。

今後は適宜ワーキングを開催し、関係府省や地方自治体の施策や取組について、本ワーキング、また、構成員である専門家は助言、支援を行っていくことにしたいと思っております。

私からの報告は以上で、あと、補足を武藤さん、すいません。お願いいたします。

(武藤副座長) 副座長を仰せつかりました、武藤香織と申します。

今、ほとんど中山座長からお話をいただいたんですが、私から少し補足をさせていただくならば、今回、非常に限られた回数で、全ての方々の経験を集めることはできなかったというふうに思っています。

特に、報道機関の皆さん自身も恐らくはいろいろな目に遭ってきたのではないかと、非常に辛い思いをされてきたのではないかと、いうふうに思っておりますが、そういった声を十分取り入れることができなかつたかもしれません。

また、今、感染状況が非常に厳しくなってくる中で、先ほど、大臣や尾身会長もお話があったように、外国人の方々に対して、これから我々はどう接していくべきなのかというのは非常に大きい課題と思っております。

例えば、もう日本の中では3密を避けるというようなことはある程度、流行語大賞の候補になるぐらいの知名度を持ちましたけれども、在留外国人の方や海外から帰ってきて今住まわれているの方々にとっては、全然知られていないことかもしれない。それを実践していない外国の方を見たときに、私たち日本人は優しくちゃんと接せられるのかということも問われているように思います。外国人の方々をきちんと支えて、それから医療そのものを受けにくい環境にあるということも十分私たちが理解した上で、このコミュニティーの方々と一緒に感染を乗り越え

るということをやっているかねばならないということ、今日改めて感じたところであります。

私からは以上です。

（問）新型コロナウイルスの特性を踏まえた情報公表に関する統一的な考え方を政府にしてほしいという要請をされたと思うんですけども、既に各都道府県で一部条例を定めて、公表についてどこまでこういったものを出すかという条例を定めている都道府県が幾つかございまして、それへの評価について伺えますでしょうか。

（中山座長）個別に全てその条例を私どもは今検討しているわけではないんですけども、恐らくそのような条例を制定したということは、何らかの公表についての基準をその自治体が決めたいという要請があったからだと思うんですね。なので、国として、そういうのを各自治体がやるということも一つの方法ですけども、やはり公表の基準については、国として、まず大きな指針を出すべきだと思います。そういう面で、もう既に制定されている条例は参考になると思いますけれども、国として感染の蔓延に役立つような公表の仕方、それから、プライバシーの保護に資するような公表の仕方、公表の基準というものを、まず国の方で考えて欲しいというふうに私たちは考えました。

（問）そういったものが今までなかったことが、差別のきっかけとか温床になった事例も確認されたんでしょうか。やはり、それが原因でもあるという。

（中山座長）それもあります。つまり、必要以上に公表をしてしまっている。例えば、年代とか性別は感染の蔓延防止に役立つ情報ではないんですが、そういうことを公表することによって、個人の特定に結びついたという例も指摘されています。

（武藤副座長）すいません。ちょっと補足させていただくと、国が示している通知があります。2月27日ですね。その中では1類感染症が国内で発生したときの基準、これを参考にしてやってくださいということになっていて、その中に年代とか性別は含まれています。ですけども、それ以上のものが出てしまっていることがきっかけになっている。参考の丸にするというのも、自治体によって考え方が違いますので。

ただ、今、座長がおっしゃったことは、例えば事業所や学校

が公表するときというのがあります。これは特にルールがないんです。ですけれども、その範囲が非常に絞られている中で、例えばそこで性別や年代というものを出してしまおうと、ほぼほぼ個人が特定されてしまったり、あるいは性的少数者の方々が性別については非常に複雑な考え方や御認識をお持ちであるということをあえて暴露してしまおう結果につながってしまうというようなことで、特に学校や事業所における性別や年代の扱いには留意すべきなんじゃないかということを経験書では触れております。

（問）続きまして、差別・偏見に関するワーキンググループの取りまとめについて伺いたいですけれども、先ほどおっしゃっていたように、メディアに対して自律的に不断の検証を求めるといったことも皆さんに発信されていりましたが、ただ、現状を踏まえますと、5月に、例えば、新聞協会さんとか日報連から声明が出された以降も、問題のある報道というか、結果的に差別や偏見につながってしまうような報道も起こっていたことは事実だと思うんですが、例えば、より具体的に、今後、メディアの側にこうした検討を進めていただきたいとか、可能な範囲でアドバイスや助言等があれば伺えればなと思いました。

あともう一点は、本日、一旦、議論の取りまとめを提出されたと思うんですが、今、現状、外国人のコミュニティーへの差別・偏見なんかも懸念される中で、引き続きそうした問題について何かしらの提言を行っていくのかについて伺えればと思います。

（中山座長）報道に対するアドバイスですけれども、やはり最初の感染当初の時期というのは、ウイルスについて分からないことも非常に多かった時期についてはやはり非常にセンセーショナルな報道が多かったと思います。なので、こういうような未知の感染症が起きた場合のその当初、まだよく分からない時期での報道というのは、私たちも多分初めて経験することだったと思うので、そういうときの報道というのはどういうものが求められるのかというのは、まず報道機関の皆さん、もちろん一緒に考えたりすることが必要になってくるのではないかなというふうに思っています。

また、だんだんウイルスの状況が分かって、何が感染、例えば、8割の人は感染させないとか、無症状の人から感染する場

合もあるとか、いろんなことが分かってきた段階で、それに対処する方法もいろいろと大分分かってきた中では、当然、報道のあり方も違ってくるんだと思うんですね。そういうときに、非常に過度な規制を起こす。例えば、一旦感染で回復した人に対して4週間の出社をするなどかですね。そういうようなことが報道されてしまうと、もうそれ自体が1つ情報として流れてしまうということなので、そういうときにはやはり正しい知識を是非、報道の方々が率先してそういうことを皆さんに教えてあげていただきたいなというふうに思います。

あと、武藤さんの方からちょっと補足。今、報道の問題について、ちょっと補足。

(武藤副座長) 報道機関の方々に助言だなんて、そんなのはとてもないんですけれども。ただ、今しか当初の2月、1月の報道を振り返るチャンスがもうないかもしれないというのは、座長と同じ思いであります。

あとは、その時点での確からしい知識というのがどんどん変わってきてしまうので、その点でも非常に皆さんもやりにくかったんじゃないかと思うんですが、やっぱり事件とか事故のよいうな報道のスタイルは避けていただけたらなと思っており、そうじゃないスタイルがあり得るのかということも検討していただけたら嬉しいというふうに思っております。

(尾身会長) 1つ、外国人の偏見・差別というのをまたワーキンググループでやっていただくかどうかというのは、これは分科会としてのサジェスチョンが、実は外国人の在留の日本におられる外国の方の地域からの感染が一つ問題になっていて、これが当初の夜の街、いわゆる歓楽街と同じようになかなか。これは前から申し上げているように、言語の問題、そういうことで。この問題を実は分科会とかアドバイザリーボードで公にするのかどうかというのは、実はいろんな議論が中であって。なぜかというと、外国人でのコミュニティー、日本の中に、コミュニティーで感染が。何かそこで差別というような問題が起きてしまうという、出し方によって。そういうことがいっぱいあったんですね。

しかし、結果的には、我々はこういう形で前回からも言っているわけですね。それは、もうここは本当にこれは外国人の、日本におられる、外から来た人もそうですけれども、支援するということを強調するという、単に外国人の問題じゃなくて、

そういう文脈なのであるということ、そういう意味では。ただし、そうは言ってもこういうことが、今お話があったように、日本の国内でもこういう問題があったんで、外国、在留の日本人に対する感染が本当にあり得る。そういうことがあり得ますよね、普通。そうなったら、また、ワーキンググループで、それについて政府と上手く連携してやっていただいたら。

あともう一点、今、御質問のこの統一、これね。これは、実はこの差別の方でも大事なんだけど、実は、政令の問題、もう一つ、この差別・偏見でも課題なんだけれども、別の方の観点から言うと、これが実はもう皆さん、覚えておられると思うけれども、各自治体の政令の個人情報扱い方がまちまちで、これによって情報、的確情報が上がってこない。そういう側面もあって、これは複雑な、そういうことだけはちょっと申し上げておきたいと思えます。

(問) 先ほど、大臣に質問させていただいた第3波、第何波の件なんですけれども、理由は分かりませんが、政府としては、こうした表現を使うお考えはないようです。ただ、先ほど、石川さんもおっしゃっていたと思うんですけれども、国民に関心を持って実践してもらうには、少なくとも同じ問題意識を共有ことだと。提言云々ではなくて、科学的な、ある意味、話でもなく、それ以前の意識の問題だという指摘もあります。

過去、アドバイザリーボードの先生の資料では、以前、第2波という表現を使われていたと思うんですけれども、この点において、むしろ政府より分科会の方から、政府に対して、第何波である、あるいはそうではないことなどに関して提言があった良いのではないかという声がありますが、この点、いかがなのでしょう。よろしくお願いします。

(尾身会長) 先ほどの御質問であって、大臣が答えられまして。私自身はどう考えるかということ、それについていろんな意見があることも我々も承知しています。そういう中で、実はこの感染症というのは、もう当初から皆さん御承知のように、山があって谷があり、山があって谷があるということですよ。そのことで、ハンマーアンドダンスという言葉は最近使ったけれども、北海道の最初の3月のあの頃から、恐らくこういう北海道みたいなのが時間差でいろんな都道府県に行って、その都度こういうことがあるというのは申し上げたとおりで。言ってみれば、急にゼロにならない。もうこれはよろしいですね。そういう意

味では、上がってきたら下げる、上がってきたら、という山が何度もあるんだということですよ。

私は、またこれは今の御質問については、分科会としてそのこと自体を議論したことがないことが質問されて。私の個人的な意見は、実は一番大事なことは、山があつて、その山が一体どういう理由でこの最初の山が、それから今の山が幾つかある。これが一体どういう理由でなぜ起きたのか。この山の特徴は何なのかということ、実は国民の人も知りたいはずなんですよ。そういう意味では、実はいろんな山があつて、私どもは最初の山は武漢だと思えます。これは間違いなく。武漢のウイルスはそこでもうなくなりました。なぜなくなったかということを含めて。次の山は、実は緊急事態宣言。それで、こうなった、今。という意味で、私自身はナンバーをつけることは、全然私には問題ないと思えます。

ただ、問題は、ナンバーも大事だけれども、それ以前に一番国民が知りたいのは、それぞれの山は一体どういう理由で何で起きたのか。それについてはどういうことが、対策が求められるかということ、やっぱり私は説明する。そういう意味で何回か山があつたんでね、それぞれ。この前も8月のところとどう違うかというのはあれしたけれども、そういう文脈でこれは語るべきもので。3番か4番か。

これはリスクコミュニケーションの一つですよ。一つには、国民一般の人の気持ちというのも当然あるし、あともう一つは、これは実際には感染対策上どういう、今これを評価するわけですよ。こういう意味では、その2つの要請をどうするかというんで、これは決めれば良い話で、それほど。恐らくいろんなことをこの問題に思いを込めるから、いろんなことに。第何波というのと、すぐ緊急事態宣言というふうに発想が行くということ、一部は慎重になる人もいるし、一部はこれをやった方が分かりやすい、そういういろんな思いがあるんでね。

これについては今日の意見が出たのは、そろそろ、テクニカルは正しくないといけませんから。と同時に、国民に分かりやすいのはどうするかというのはしっかりとリスクコミュニケーションの人も含めて議論して。これはそれほどそういうことに、むしろ今、これが第3波だとか、第4波だとか、今やることは早くそっちに集中して、そこはそこで議論は大事ですよ。だから、そういうふうに。

だから、この山がどういう意味か。今、この今、山、3波と言われている、いわゆるこの山の特徴は何で、これを下にするには何が一番大事で。これが前の山と何が違うのか、同じなのかという方に私は議論をして、たまたま議論するとき、あの山とかこの山といったら、名前を付けないと言にくいという意味で付ければいい話だと私は思います。

(問) 尾身先生と中山先生にそれぞれ伺います。

まず、尾身先生には、年末年始の休暇の分散ということをかなり前から提言をされていますけれども、政府の要請とか、いろんな異論とかというものがあって、感覚的にはあんまりこれが本当に分散できるのかどうかということについて、若干不安視する声もあります。

この分散というものを確実に行っていくために、先生方はこれからどういう発信をされるのかという点と、それから、年末年始に合わせて1つトピックとして、やはり初詣というのが今日も議論にありました。この特に混雑が予想される初詣ということに関して、その前後の行動が大事という御指摘もありましたが、そこの辺について、今一度、どういう点にこの初詣の際は気を付けなければならないのか、注意すべきポイントは何かということについて、尾身先生から御指摘をいただきたいと思えます。

そして、中山先生には、この差別ワーキングのところで、報告書を拝見すると、その差別行為というのが感染対策であるとか、社会の活動というものについて負の影響を与えてしまうという側面があるんだという御指摘が繰り返して出てきていました。

これがどういったメカニズムでそういった影響が出てくるのかという点と、そういうふうな差別行為自体が翻っては自分に降りかかってくるんだということの認識を持つことの重要性について、改めて先生からも御指摘いただけますでしょうか。

(尾身会長) 分散の話ですね。これは一部で何か休みの、我々、分散してということと提案したんだけど、休暇を長くするというような意味で、ちょっとそういうイメージが一部でなされたと思うんですけど、それは西村大臣なんかも随分しっかりとして。

もう一つは、私はあのときに、ここで記者会見したときに申し上げたことを皆さん覚えていてと思うけれども、もちろん、

これは業種によってはそんなにいろいろな休暇を塩梅できることができない職種というのはいっぱいありますよね。医療機関の人で、そもそも余裕が、休みを取る余裕がない人達もいっぱいいるんで。あそこに書いてあるのは、やっぱり官庁なんかが一番率先してやって、できるところから。なるべく同じ所に正月の休みなんかに行っちゃうと、当然、人が行けばそれで感染ということですよ。それはもう十分伝わっていると思うんで。

そういう意味では、初詣のあれを、今日、たまたまこれは分科会の人でも、一つの、みんなわっと、今日ずっと緊迫感のある3時間でしたけれども、理由はなぜかということ、そういう状況ですよ。だけど、聞くと、話題が出ちゃったのは、実はこんなことも言ったら良いんじゃないかという意見が出たのは、年末、正月に行かなくても、御功德あるんじゃないかというようですね。正月に、3日に行かなくても、その前後に行っても功德は一緒じゃないかというようなことを言って、ちょっと笑いが出た瞬間がありましたけれども。ここをね、初詣に行かなくて、他のちょっとずらして、3日か4日に行くとか、その場合に行くということが出来る、そういう場合だったら、そっちに行っても功德は変わらないんじゃないかという話だったんだけど、これは余裕があってできるところで。

そういう意味で初詣自身はここにも先ほど書いてありましたよね。そういうことで、初詣に行けば、当然人が集まって、そこで会食なんかをやれば感染。そういう非常に常識的なことをということ、注意していただければということだと思います。

(問) つまりそのイベント、初詣そのものにはあんまりその感染リスクというのは。その前後の行動にという御指摘もあったかと思うんですけれども。

(尾身会長) と思います。初詣しっかり普通に行っていればそこで感染するというよりも、やっぱりそこへ行けば飲食があったり、そういうことですよ。ただ、あんまり長い時間待っていれば密になる時間も長いから、その辺はここに書いて、今日お見せしたことだと思います、それに尽きると思いますけど。

(中山座長) このウイルスはどんなに気を付けていても、つまりどれだけ手洗いをし、どれだけ3密を避けても100%感染を免れるということとはできないウイルスだと思います。ですから、感染したこと自体を責めるということは本人に責任がないこと



を非難するということ、それ自体ナンセンスなことだと思っ  
ては、それによっても、これが社会的に、社会にとって有害になるの  
は自分が差別されるということ、これを恐れて、体調が悪くても受診  
を控えたり、あるいは保健所の積極的な疫学調査に協力しない  
ということによって、逆にそれが社会の感染を拡大していくと  
いうことにつながってしまいます。

なので、これはもう社会にとってこういう差別や偏見の声は  
有害なんだということ、皆さんが共通認識として持たなければ  
ならないんだと思うんです。そういうことによって、感染し  
ても体調が悪くなったらすぐに病院に行きましょと。安心して  
療養ができるような社会にしましょと。それで早く感染が  
下火になっていくということ、これをみんなで実現しようじゃ  
ないか。それがやっぱり差別・偏見がいけないんだということの  
根本だと思います。

特に医療現場の方たちが差別を受けるというのは、本当に何  
か非情なこと、あれだけリスクにさらされながら一生懸命  
医療行為に携わっている人たちが、何でそういう差別的な行為  
を受けなければならぬのかと非常に私は理不尽な気がします。  
こういう方たちはもう社会の財産としてみんな守っていか  
なくちゃいけないと、やっぱりそういう認識を強く皆が持つ  
べきだとそういうふうに思っております。

（問）中山先生に伺いたいんですが、非常に短期間の議論で取  
りまとめ、大変御苦労がございましたと思うんですが、  
具体的に提言の23ページのところにある偏見・差別等の防止  
のため、一番上の段なんですが、偏見・差別の防止のための啓  
発教育や差別・偏見を受けた方への相談等の支援など、施策全  
般について感染症法や特措法等の法律に基づいた施策としての  
位置付けを持たせることを検討していただきたいというふう  
にあるんですが。これは要するに法的に何らかの位置付けをせよ  
ということだと思っておりますが、この文章自体が非常に普通  
に一般の人が読んで分かるような内容じゃない、難しさもあ  
りますが、これ、もうちょっと具体的にどういうことをイメ  
ージして提言されているのかということ、伺いたいんですが。

（問）そして、この提言全般について伺いたいのは、何か実  
効的な強制力のある法改正とか、新たな法律の制定とかそ  
うしたもの、要するに法的な拘束力を持つものまでは求め  
てらっしゃ

らないように読めるんですが、そういう意味で実効性があるのかという意味においては、本当にこの提言に意味があるのかという厳しい見方もあるんじゃないかと思うんですが、先生その辺りはどのようにお考えでしょうか。

（中山座長）これはいろんな、そういう対策について強い法的な力を持つべきだという意見ももちろんあると思うんです。ただ、何でもかんでも法的な強い拘束力を持たせることが良いのかという見方もあると思うんです。そこはやっぱりバランスの問題だと思うので、今の体制でできること、あるいは私たちの何差別というものを引き起こしてしまう。そういう非常な不安感情とか恐れ的感情とかそういうものは、どういうメカニズムで起きていくのかということ自体をみんなが見つめ直すということも必要だと思うんです。

だから、私たちは何もこのワーキンググループで、まずはどういうことが起こっているのかを把握しましょうと。事例の収集から入り、そういうことについてやれることを考えたので、あまり法律に何かストレートに法的な手段を、法改正をしてがらんやろうというようなふうにはそこまでのコンセンサスは取っていないと思います。

（問）先ほどの23ページのところが、まさに法的なところに少しでも触れるのかなと思ってのお尋ねだったんですけれども。その具体的に法的位置付けを持たせるというのはどういう意味なんでしょうか。

（中山座長）相談体制の整備とか、そういうことですか。

（問）施策としての位置付けを、感染症法や特措法等の法律に基づいた施策としての位置付けを持たせるというのは、具体的にどんな法改正、どんな法的な位置付けというイメージを持っていらっしゃるのか。ここのところ意味が分からないのでこれだけでは。

（中山座長）まだ、だから後で事務局からも説明があるかもしれませんが、まず特措法に基づいて基本的対処方針というのが前、作られました。それに今回のいろいろな差別の防止とか相談の対策について、まず基本方針の方に盛り込むということは考えられています。これは政府の方で、今現在。それを見て、今後どういうことを実効的にやるべきなのかということをもっと検討していくということになると思います。

(問) すいません、感染状況について尾身先生にお尋ねします。今後、感染の急拡大が続いた場合に、社会経済活動に一定の制約を求める必要も出てくるという懸念があるということなんですか。例えば、今、既に一部の指標がステージⅢになっている北海道とかで、「G。T。トラベル」から除外することを検討したりとか、あともしくは何らかの行動抑制を呼びかけるようなことももう視野に入ってきているんでしょうか。

(尾身会長) そこは、私はこんなふうに考えます。例のステージの考え方を先日も随分前になるけれども、提出したときに、随分詳細に説明したから御記憶にあると思うんですが、緊急事態宣言、文字通り緊急事態宣言をもう一度繰り返すということは、恐らくヨーロッパのようなロックダウンではないけれども、あのぐらい強い銀座通りも人がいなくなる、渋谷にも人がほとんどいなくなるという状況をもう一度繰り返したいと思う人はほとんどいないんです。

ただ、緊急事態宣言を出す前、そういう、出さないためにはもう1つ予備の段階を置いて、それを予兆するというのが基本的なステージの考えの一番大事な背景にありました。言ってみればクッションというか、一つの前段階ということですか。そういう中で今、足下の現状はどう思うか、考えているのかというお尋ねですよ。

私は、今、この前の緊急提言を出した理由も、実はステージⅡからステージⅢへだんだんと近づきつつあると思います。まだ最終的には、これはステージⅢというのは総合的な判断で。東京都とか、今回の場合はやっぱり一番大事なものは、そもそもステージの考え方を出したのは緊急事態宣言を出したときの教訓というか、ああいうことも含めて感染状況を、感染の数、そういうのも元より大事なんだけど、それ特に都心部、都会部がやっぱり医療や保健所への、この負担の程度というのが極めて重要です。

だから、そこが言ってみれば、これは地方の方と多少違って地方の場合にはもう感染が出たこと自体がもう随分負担になる、医療機関も少ない。だけど都心部の場合で、このコロナは結局、少しでも下火にしようと思ったら、やっぱり都会の感染のレベルを下げないと絶対に下がらないです、これは。これは当然ですよ、人口数が多い、人の流れが多い。そういう意味ではやっぱり都会というものが対策を考える。都市部というか、今で

例えば東京地区とか大阪のところが感染が広がっていますので、ここのやっぱり医療のベッドの充足率というのが極めて重要。

あれは我々が何回も言っている目安という数値だけでは、数値というのは自動的にいくということはないことは。だからそのベッドの医療体制で、実は厚生省のあれもありますけれども、厚生省のはベッドのこの数のフェーズにしているのを御存知ですよ、フェーズというの。当然、ベッドの感染率が上がってくると、ベッドを少しずつ増やそうとする、もちろん限界がありますけれども、そこには少しタイムラグがありますよね。こういうこともあって。このことは実は緊急事態宣言のあの頃と随分、医療機関、医療関係者は学んでいるんです、ベッドのマネジメントを。だから、今、数が出ている、ベッドの率が何%というのは、実はあれ、固定しているわけじゃないんです。分母は動くから。そういう意味で数だけじゃなくてこれはもう政府の方も、我々も関係者と毎日のように電話をしたりしているんで。

そうした実態も含めて、これが今、私はステージⅢに近づきつつ、そのプロセスにいてると思うんで。ここ、例えば北海道なんかは今一番で、北海道は対策というか、危機感をもう1週間以上持っています。このことが1週間、効いてくるかこないかというのは極めて重要です。

そのことは感染のこの上下が実は医療機関への圧迫、今のところ北海道はそんなに目一杯ということにはなっていない。東京都も前に比べると、まだ極めて深刻という状況にはなっていないけれども、重症者の数は徐々に増えている。そういうことで、私は今の状況は毎日モニターする。こういうことで、いずれ相場は分かってくるから、いろんな都道。これは都道府県知事の役割が極めて重要で、どんな今日、恐らく東京都はモニタリング会議をやっているのかな。

(事務局) 終わりました。

(尾見座長) 終わったの。どんなメッセージを出したかちょっと今分かんないけれども。これはやっぱりこの今、感染が徐々に、拡大しているといっても地域差があります。ここは地域に特有な今状況があるんで、これはやっぱり知事の役割がものすごく大事で、知事がどんなメッセージを。それこそ、さっきのリスクコミュニケーションじゃないけれども、これで実は日本の場合はこの前、東京大学の渡辺教授という人が出したあの絵、

覚えてられますか、ステイホームの。今の段階はつまり簡単に言ってしまうと、感染がもうどんどんいっちゃんとう、もう人々の努力だけでは難しくなる。人々とか事業者、今のこれは最後の恐らく、今個人の、さっきの5つの場面、それとか飲み会における工夫、こういうことを今やって。あるいは今、すすきのなんかほとんど人がいなくなっているという状況です。

だから、こういうことで効くのか、上手く感染が、新たな上昇をストップできるのか。それでもできないで、それもできないという、感染が日々拡大することも大事だけれども、医療体制の逼迫ということがもうある程度予想。いつてからじゃ遅いんで、そういう感覚が出てきたら、これは私ども分科会としてはそういう。

それは「G。T。キャンペーン」だけじゃなくて、これは今感染が広がっている、私どもが前から言っている、感染を上昇に上げる力はこれは経済、社会を動かすという。もうそういう今、日本の社会になっているわけで、これは皆さんみんなそうです。

もうそろそろこういう、これは誰が悪いとか良いとかじゃなくて、こういう社会活動を元に戻さないといけない。いろいろな経済の問題もあるし、はたまた自殺者の問題もある。そういうことは感染とはまた別のことであるので、ここをやってきたわけです。そうすれば必ず感染が。そういう意味では、だけど今いろいろなさっきの「5つの場面」なんかも工夫しても、それでも、今それをやる最後のチャンスだと。これが上手いかなかった場合に、しかもこういう何か強い対策をやるのに恣意的なことはできません。やっぱりある程度、客観的な考え方、こういうのがあって、それは前から出したこのステージの考えで、ステージのⅢのあれを参考にして、もうベッドの問題とか何かがあるとなったら。「G。T。キャンペーン」とみんなそこに多くの人に関心がいっているけれども、私は「G。T。」は一部だと思っています。

「G。T。キャンペーン」が感染を広げた一助にはなっているけれども、今、経済活動全体がもう活発化している、その一部が「G。T。」、そういう捉え方で。したがって、「G。T。キャンペーン」を停止するというか、延長するときは他の経済活動も抑制すると同じ時期にすべきだと。それは当然の、論理的な帰結ですよ。ということで、その判断は我々と

しては、毎日のいろいろな状況を見てそうならないことを期待して今みんなやっていけば。危機管理の場合は最悪の場合も想定していなくてはいけないから、そういうことになったら、私どもは前から言っていたとおり、「G。T。キャンペーン」も含めて、少し「G。T。キャンペーン」は当然停止。プラスそれだけじゃなくて、経済活動の緊急事態宣言を出さなくて、まだいろんなその中途の方策がありますから、それは提言をするつもりです。政府がどう判断するかは分かりませんが、と思います。

（問）引き続き「G。T。キャンペーン」のことになってしまっていますが、今日もお示しいただいた「5つの場面」を見るように、飲食の場合であったり、どういう場合が問題なのかということが相当絞られてきているんですが。その中で、例えば「G。T。Eat」に関しては、全ての飲食、会食代が、金額が多ければ利用できるという取組になっているんですが。これ自体は5人以上の会食には使えなくするとか、長い会食には使えなくするとか、そういうふうなこと、制度の改正をすれば行動抑制に対する市民の意識というのは高いですから、ことがあると思うんですが。この「G。T。」について、やめるのではなくて、制度の運用を変える必要があるというふうな認識はございますでしょうか。

（尾身会長）それは実は前回の分科会でも、いろんな正月休みなんかを少し分散していただくとか、そういうときの、観光庁でしたか、議論をしたときに、もう既に「G。T。」の切符を売っている人がいますね。詳しい言葉、何ていう言葉は、あれを担当している部局が、その人たちがもうやるのであれば、なるべく分散するようないんセンティブを使って、ありとあらゆることをやってくださいと言って、できる範囲でやるということ。そういう意味では今の5人の話も我々がやっぱり会食は5人以下の方が良いと思います。

なるべく少ない人数。特に今、ここの時期になったら少人数の会食で、あまり知らない人と行かない方が良いという、いつも家族と行くみたいなのが一番典型ですけども、そういうところですから。そういうことの方により割引感のいんセンティブというのは、これは考えてもらえば良いと思いますが。いろんなことをこの前申し上げていたこの5人について、私は提

案したかどうかちょっと彼らが考慮しているかどうか分かりませんけれども、ちょっとこれはすぐにでも聞いてみましょう。

私は少人数で行った方が良いインセンティブ、お金の意味のインセンティブがあるというのは、今のこの時期ですよ。今、今日のこの時期にはあった方が良く、今すぐにできるかどうかはまた事業者の担当部局に聞いてみますけれども、アイデアとしては良いと思います。

（問）先ほどお話にあった、「5つの場面」については、私は国民は十分わかっているし、職場とか家庭においては、かなりよくやっているんだと思うんです。

ただ、人間は欲望の動物だから、やはりどうしても密な世界というんでしょうか、その夜の盛り場とか歓楽街とかこれは必ずやっぱり行くわけです、行く人がいるわけです。そうすると必ずそこはホットゾーンになって、今回のすすきのでも110店舗で出ているわけです。

その場合についてはもう呼びかけるんじゃないくて、実効力のある何がしかの措置が必要じゃないかと思って。それは罰則であるのか罰金であるのかは、時短であるのかそれはよく分かりませんけれども、やっぱり先ほど尾身さんがおっしゃった、知事さんが大事だったら、彼らにハンマーアンドダンスのハンマーを与えないと。戻ってきたって、時短もできない、店の名前も公開できないよう。やっぱり何かその部分で、やはり分科会には何らかの法的な措置かどうか分かりませんけれども、実効性のある即効性のある措置をやっぱり政府に求めていただくような考え方、ただ呼びかけるだけでは私は防げないと思っているんですけどその点どうでしょう。

（尾身会長）今回、重要な質問をありがとうございます。私は今おっしゃったように今日、ある程度これがステージⅢともういくと、ある程度判断されたときに、どんなことを分科会から提案するかといったら、それは石川さんなんか今緊急。5つの、実は「5つの場面」、分かっているという話ですけども、実は「5つの場面」ってほとんど伝わってないんです。3密は伝わって、3密さえ伝わってない、ポピュレーションという人がいるということで、その辺は努力はする。ただ、今お話にあったそういうことを、いくらメッセージを出しても必ずしも実効力、行動の変容というものに実際にいかないんじゃないか

ということですよ。

だから、私はそこは、ある強い判断。さっきの休業要請とか、そういうことをやるのは、そういうことを国に我々が提案するのは、そのもうステージⅢにもういくということがある程度判断。このつまり今回のいろんなことがやられていますね。北海道でも、大阪でもこういうことがどうも上手くいかない。一生懸命やってくれたんだけど、どうもこのままいくと医療の逼迫ということがあつてからじゃ遅いんで、あると予兆、判断された場合には、当然のことながら実効性のあつたものを。当然、我々はどんな形かとはともかく、それは政府にはお願い。そうしないと、結果が見えてくることになり、と思います。

(問) 中山先生と尾身先生にそれぞれ伺いたいと思います。

まず中山先生に、先ほど、政府として今回実態を調査された初めての機会になったかと思えますけれども、この事例を把握されてみてのまず受止めをお尋ねしたいのと、あと差別を禁止するという意味での条例を作る自治体も増えていますが、国が法律の中にこうした差別の禁止を盛り込む法律、法的な制度の整備についてはどのように考えていらっしゃるかを教えてください。

尾身先生には、ちょっと細かいことですが、冬に向けた換気の対策に関してなんですが、寒いけれどもやっぱり換気をしたらかえって風邪を引いてしまうのではないかと思われる方もいると思うんですけれども、どうしていったら良いかという部分についての御提案をいただきたいのと。あと、同居人がいない一人暮らしの方も、やはり換気を冬はする必要があるのかという点についてお尋ねしたいと思います。

(中山座長) 今回、本当にいろんな事例を集積することができて、構成員も一同、非常に幅広い、いろいろ対応については本当に驚きをもって受け止めたと思います。

特にやっぱり流行地と非流行地の内容の違いというものが際立っていたように思います。ですので、一律に差別的行為がいけないといっても、やはり、非流行地は持っている不安の大きさ、さっき言ったように感染の恐怖の恐れというものが、やはり流行地に比べると非常に大きいんだということは痛切に感じました。



ですので、今後またこういう事例を、引き続きまた何かの機会に事例を集めることによって、できればそういう事例が本場に減っていくことを望んでいますけれども、そういう非流行地にあっても一定のこういう差別的言動がいけないのだという理解が深まっていただければ良いなというふうに思っています。

それから、法的な条例で差別がいけないんだということを明言してくれる条例があるというのは、これも一つの地方自治体としての取組としては評価できるものだと思います。

国として、差別をどうするのかという問題は、日本の場合は差別禁止法というような一般法はありませんので、単にこのコロナの感染症について差別をどうするという問題よりは、そもそも差別、感染症の歴史は差別の歴史だと言われますけれども、感染症の前文には差別はいけないということは書かれているんですが、そういうものは広く差別禁止法というような形で考えていくということは考慮すべきというか、必要なことではないかと思えます。

なかなかそこまでの、分科会のワーキングとしてはそこまではちょっと守備範囲としては広すぎるので、特に具体的な検討ということとはしておりません。

以上です。

(武藤副座長) ちょっと補足。先ほどの御質問をいただいた方への補足にもなるんですが、法律という考え方でどうしようという議論はもちろんありました、少しだけ。ですけれども、やはり今、座長がおっしゃったように、一般的な差別禁止という考え方、例えば他のジャンルでもいろんな差別があるわけなんですけど、そことの整合性をどう考えるのかということなどが、たくさん課題があって、まずできることはこの基本的対処方針においてどうするかということであるということところまでが時間的には限界だったかなと思っています。

今後、多分、今回このレポートを出して、さっき何の意味もない提言になるんじゃないかという御指摘もいただきましたけれども、実際そうなのかどうかということをもっと時間をかけてフィードバックをいただいて、次のステップを考えるというふうに思っています。このワーキンググループは長く置いていただけのように聞いていますので、これで活動が終わりではないので、引き続き御支援いただけたらありがたいと思っております。

(尾見座長) まず、独居の人に換気が必要かという話ですが、

そもそも、何でこれ換気の話が出ているかというと、換気が悪いとマイクro飛沫なんかを吸い込んで、感染者がいる場合には他の人が感染してしまうというこの発想ですから。独居、一人ですといる場合には、また、他の人が来るとそうなってしまいうから本当にずっと最初から最後まで一人でいる場合にはあれですね。

実はこれはもうすぐ終わりでしょうけれども、一つ情報としてちょっと興味があるかもしれないが、独居の人の、独居の成人、あるいは高齢者の人の最近、いわゆるクラスターのいろんな分析で分かってきたことは、やっぱり独居でいると寒くても寒くなくてもちょっと人恋しくなりますよね。多分そうだと思いますけれど。そうするとその人たちも昼間から昼カラオケ行ったり、夜のスナックに行くということが、実はそういう傾向があるというのは今回のあれで分かってきたということ。それは一つの情報提供で、だからずっと長く、ずっと一人でいる人には、このことはあんまり適応するわけじゃない。

こういうことでかなり書いてありますが。寒さ、御質問はあいうことで適当って最後の方ですけども、換気を適宜やって、寒くなる、換気をすることとは窓を開けたりするということですから、基本的には。寒くなるんで、そこには常時換気をとということ、換気、室温が下がらない程度で常時開けて、窓を少し。この温度計はあるでしょうね。でもこういうことで少し開けて、全部開けると寒くなっちゃう。ただ、この連続した部屋がある場合は、一つの部屋しかない場合はなかなか難しいけれども、2つの部屋とか3つの部屋があれば、そんなに自分が使っていないところに窓があればちょっと大きく開けて。この部屋とこの、あるいはちょっと、狭くする二段構え、あるいは三段構え、部屋が大きい人は3というようなこともやってくださいよ、というのがこういうふうにして。あとはこういうセンサーを、そういうことでここに書いてあることですよね。それに尽きるんで、換気すれば必ず寒くなるんで、ある程度だけどそんなことずっとやったらもう凍え死んじやうから、ある程度、こういうふうにして少しずつやっってくださいということだと思います。